

八戸市復興推進計画

平成26年6月12日
青森県八戸市

1. 計画の区域

八戸市全域

2. 計画の目標

東日本大震災により、本市は人的被害や住家被害に加え、港湾・漁港・道路等の各種インフラ施設や公共施設などに大きな被害を受け、被害額は約1,212億円にのぼった。中でも、地域産業においては臨海工業地帯及び漁港地区を中心に工場施設、機械設備などに大きな被害が発生し、その被害額は、約749億円に及んでいる。

かかる状況下、本市経済の一刻も早い復興を図るため、本市の中核的産業を担う立地企業の設備増強に向けた投資を支援することを通じて、地球温暖化対策及びリサイクルを推進し、環境の保全を図ることを当該計画の目標とする。

3. 計画の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

本市の環境保全において中核的な役割を担う立地企業の設備増強に向けた投資を支援し、地球温暖化対策及びリサイクルの推進、環境の保全に向けた取り組みを促進する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本市に立地する八戸セメント株式会社（以下「対象事業者」という）が、本市新井田地区及び臨海工業地帯において、セメント生産設備等を整備するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付けの対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本市は、青森県及び関係4市町で策定した「青森県復興推進計画」において、北東北地域の国際物流拠点及び総合静脈物流拠点（リサイクルポート）である八戸港を有するポテンシャルや環境・エネルギー分野における研究開発等を通じた先端技術・ノウハウの蓄積を活かし、需要が拡大すると見込まれている環境リサイクル・環境配慮型素材関連産業の連携・蓄積を図ることとしている。また、青森県策定の「青森県復興ビジョン」におい

ては、リサイクルポートとしての機能拡大やリサイクル製品の利用促進を進めることとしている。

さらに、「八戸市復興計画」においても、八戸港のリサイクルポート指定等を受けた地域の特性を生かし、リサイクルやエネルギー関連産業の集積促進を重点的に取り組むべきプロジェクトとして位置づけるとともに、震災後の平成 25 年 3 月に策定した「第 2 次八戸市環境基本計画」では、基本目標のひとつとして循環型社会づくりを掲げており、3R の推進、廃棄物の適正処理、リサイクル関連産業の振興等に取り組むこととしている。

今般、対象事業者が実施する設備投資は、セメント焼成炉の熱効率向上のための装置（新型 AQC）の導入、廃棄物の広域受入に要する廃棄物保管倉庫、工場における廃棄物の効率的利用に資する前処理施設の設置、および既存製造設備において石炭の代替燃料として木材・廃プラスチック等の利用を促進する設備の増強を図るものである。新型 AQC の導入によって、回収熱の効率の向上が見込まれ、製造時の投下エネルギー量が減少し、木材・廃プラスチック等を代替燃料として利用することもあわせると、クリンカ（セメント半製品）焼成熟源である一般炭の使用量が約 23,700 t / 年削減される。これにより CO2 排出量は約 37,000 t / 年削減（平成 24 年度比約 1 割削減）されることとなる。

また、対象事業者は、東日本大震災以降、震災がれきの受入に尽力してきたが、廃棄物の広域受入のための施設整備、廃棄物の効率的利用に資する前処理施設の設置、既存製造設備の廃棄物処理能力の増強等、これら一連の設備投資により、廃棄物の受入収入を確保しながらセメント原材料の安定調達に役立てることが可能となり、本市が推進するリサイクル関連産業の振興、リサイクルポートの機能拡大のみならず、被災地を中心に需要が逼迫しているセメントの安定調達に資するものである。

また、当事業の予定設備投資額は、本市における窯業・土石製品製造業の平均設備投資額を大きく上回っている。

したがって、本事業は、計画の目標に掲げた「地球温暖化対策、リサイクルを推進し、環境の保全を図ること」を達成するために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与する中核的な事業である。

③ 施行規則第 2 条に規定する該当事業

施行規則第 2 条第 4 号

④ 利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社 日本政策投資銀行

株式会社 岩手銀行

⑤ 特別の措置

本事業を実施するものに対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（法第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、本市が推進するリサイクル関連産業の振興、リサイクルポートの機能拡大等が図られるものである。

具体的には、新型AQCの導入により熱回収率の向上が図られ、廃棄物燃料の広域的受入効果も合わせ、これまでセメント製造の燃料としていた一般炭を大幅に削減することにより、CO2排出量を約1割削減することが可能となり、またセメント原料に建設残土等の廃棄物を利用し、リサイクル化に努めるものである。

また、今回原料及び燃料として利用を進める廃棄物は、全国各地から船舶により八戸港へ受け入れるため、船舶からの荷役・運搬作業に携わる市内の港湾運送業及び道路貨物運送業等への経済波及効果が生まれ、海上物流の増加が期待される。

さらに、本市には、セメントの原料となる石灰石の採掘等を行う鉱業、採石業、砂利採取業や、生コンクリートやセメント製品を製造する事業者が立地し、川上から川下にいたる一連のサプライチェーンが形成されていることから、地域産業の核としての重要性が一層増大することにより、このサプライチェーンの更なる発展が期待される。

これらの効果は、本市における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項に基づき、青森県の意見を聴取した。

また、本市、株式会社日本政策投資銀行、株式会社岩手銀行、対象事業者を構成員とする八戸市復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。